

建物その他工作物新築届

記入例 戸建住宅用

届出先 新座市長

太枠内を記入してください。選択欄は該当する番号を○で囲んでください。

(窓口に来た人) 届出人	氏名 会社名及び来庁者氏名	(株)〇〇建設 新座太郎		届出年月日	令和 ○年○月○日
	住所 会社住所・日中に連絡の取れる電話番号	新座市野火止1-1-1 〇〇ビル1階		届出人が建築業者、仲介業者等の場合は、営業所の住所、担当者と連絡の取れる電話番号を記入 電話番号 048(477)1111	
届出人の資格		1所有者 <input checked="" type="radio"/> 2代理者 <input checked="" type="radio"/> (建築業者・仲介業者) 3管理者 4その他 ()			
所有者 管理者 占有者	氏名	(株)〇〇建設			
	住所	新座市野火止1-1-1 〇〇ビル1階			
建物所在地(地番)		新座市 野火止 一丁目 1094番地 1		区画整理地内の場合は、仮換地の番号を記入	
建物の種別		<input checked="" type="radio"/> 1戸建住宅 2共同住宅 3店舗 4事務所 5倉庫 6工場 7公共施設 8その他 ()			
開発の名称、棟名 (分譲等で複数棟建築している場合)		(例 新座〇〇ガーデン第3期12号棟) NZ新座野火止 第2期 8号棟		複数棟建築している場合は、名称や号棟を記入(号棟のみでも可)	
建物の名称等 (共同住宅、店舗、倉庫、施設等の名称)		※共同住宅等建物概要書も記入してください			
工事完成予定日		令和 ○年 ○月 ○日	同一住居表示が複数棟になった場合、補助番号(枝番)の希望	<input checked="" type="radio"/> 1有 2無	
付定通知送付先		<input checked="" type="radio"/> 1届出人 郵便番号 352-8623	<input type="radio"/> 3その他 〒 住所 氏名	送付先が1、2の場合は郵便番号を記入 3その他の場合は、送付先の郵便番号、住所、氏名を記入	
次の書類の提出をお願いします		1棟につき1部ずつ提出してください <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図(共同住宅の場合は各階分) <input type="checkbox"/> 公図の写し(土地区画整理事業地内の場合は、仮換地図) <input type="checkbox"/> 共同住宅等建物概要書(共同住宅、店舗、倉庫、施設等の場合) <input type="checkbox"/> 承諾書(新座駅北口土地区画整理地内のみ。市民課総務係にお問い合わせください。) <input type="checkbox"/> 返信用封筒(郵送提出の場合のみ。切手を貼り、宛先を書いたもの。 切手は1棟の場合、定型封筒で94円。レターパック、着払いゆうパック伝票可)			

提出・問合せ先

新座市役所 市民課 総務係(本庁舎1階)
〒352-8623 新座市野火止1-1-1 電話:048-424-9604(直通)

裏面の注意事項を
よくお読みください

注意事項

- 可動式または一時的なもの(キッチンカー、キャンピングカー、基礎がない構造の建物など)には、住居表示(住所)を付定しません。
- 市街化調整区域内に建築物を建築する計画がある場合は、事前に都市計画課にお問い合わせください。あるいは、新座市公式サイト内キーワード検索で「市街化調整区域の建築物」で検索してください。
- 建替の場合も「建物その他工作物新築届」の届出が必要です。建物が取り壊されると住所は一旦廃止され、新築・建替されると新たな住所を付定するためです。同じ敷地内に新築・建替した場合でも出入口の位置等により住所が変わることがあります。近隣でも異なる土地に建て替えた場合は、住所が変わる可能性が高いです。ご不明な場合は、市民課総務係へお問い合わせください。
- 届出は建物がほぼ完成した後(上棟後)にしてください。上棟前(基礎、あるいは玄関や屋根が設置されていない状態)の届出は受け付けできません。提出された書類を返却させていただくことがあります。
- 建物1棟につき1部ずつ新築届や添付書類を提出してください。
- 各図面は縮小しすぎないようにしてください。また、図面に影がある、薄すぎる等で読みづらい場合は、再提出をお願いすることがあります。届出書には日中に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。
- 共同住宅等(マンションやアパート、商業ビル)の場合、なるべく正式名称が決まってから届出をお願いします。仮称で届出する場合は、正式名称が決まってから「建物名称変更届」を必ず提出してください。「建物名称変更届」が未提出の場合、転入者の受付ができませんのでご注意ください。
- 新座駅北口土地区画整理事業地内の建物においては、住所の付定後、街区変更により住所が変更になる可能性があります。承諾書が必要となりますので、提出前に市民課総務係へお問い合わせください。
- 郵送提出の場合は、返信用封筒(切手を貼り、宛先を書いたもの)が必要です。1棟であれば定型封筒で94円です。複数棟の届出の場合は、事前にご相談いただくか、レターパックまたは着払いゆうパック伝票を同封してください。